

静岡県人事委員会訓令第2号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
令和7年6月17日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(30) (略)</p> <p>(31) 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号。以下「教職員特殊勤務手当条例」という。）<u>第10条第1項2号</u>の規定による手当の支給対象となる作業の承認</p> <p>(32)～(37) (略)</p> <p>(38) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）<u>第3条第4項</u>の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給料月額承認（既に承認されている給料月額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。）</p> <p>(39)～(43) (略)</p> <p>(44) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）<u>規則関係第2条</u>関係第4項の規定による船員についての週休日及び勤務時間の割振りの定め承認</p> <p>(45) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）<u>規則関係第12条</u>関係<u>第29項第9号</u>の規定による人事委員会が認めるものの承認及び同条関係<u>第31項</u>の規定による人事委員会が認める事業の承認</p> <p>(46) 教職員の勤務時間の割振り等に関する規</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(30) (略)</p> <p>(31) 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号。以下「教職員特殊勤務手当条例」という。）<u>第10条第1項第2号</u>の規定による手当の支給対象となる作業の承認</p> <p>(32)～(37) (略)</p> <p>(38) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）<u>第3条第5項</u>の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給料月額承認（既に承認されている給料月額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。）</p> <p>(39)～(43) (略)</p> <p>(44) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）<u>規則第2条</u>関係第4項の規定による船員についての週休日及び勤務時間の割振りの定め承認</p> <p>(45) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）<u>規則第12条</u>関係<u>第30項第9号</u>の規定による人事委員会が認めるものの承認及び同条関係<u>第32項</u>の規定による人事委員会が認める事業の承認</p> <p>(46) 教職員の勤務時間の割振り等に関する規</p>

則（昭和46年教育委員会規則第16号）第2条第2項の規定による勤務時間の割振り等に関する基準を定める場合の協議

(47)～(74) (略)

(課長の専決事項)

第4条 (略)

2 (略)

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 給与規則第12条第2項の規定による降格の場合の号給の承認

(2) (略)

(3) 職員の給与に関する規則第11条第2項に規定する人事委員会の定める号給について（通知）の規定による別段の取扱いの承認

(4)・(5) (略)

(6)～(9) (略)

(10) 地域手当の運用について（通知）第6項第2号の規定による同項第1号に掲げるものに準ずる者の承認

(11) (略)

(12) 期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）第25項及び第27項の規定による任命権者との協議

(13) (略)

(14) 一般職の任期付職員制度の運用について（通知）条例第4条第5項及び規則第7条関係第2項に規定する特定任期付職員業績手当の支給についての任命権者との協議

則（昭和46年静岡県教育委員会規則第16号）第2条第2項の規定による勤務時間の割振り等に関する基準を定める場合の協議

(47)～(74) (略)

(課長の専決事項)

第4条 (略)

2 (略)

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 給与規則第12条第3項の規定による降格の場合の号給の承認

(2) (略)

(3) 職員の給与に関する規則第11条第3項の規定による号給の決定について（通知）の規定による号給の決定の承認

(4)・(5) (略)

(6) 令和7年改正給与条例附則第2項及び第3項等の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について（通知）第3第3項第2号の規定による号給の決定の承認及び第5の規定による号給の切替え等の承認

(7)～(10) (略)

(11) 地域手当の運用について（通知）第6項の規定による地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-938）第5条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものとの権衡上必要があるものの承認

(12) (略)

(13) 期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）別紙第25項及び第28項の規定による任命権者との協議

(14) (略)

- (15) 住居手当の運用について（通知）規則第6条関係第2項の規定による権衡職員に係る住宅についての任命権者との協議
- (16) 単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632。以下「単身赴任手当規則」という。）第5条第3号、第4号、第5号、第7号及び第9号の規定による住居を移転せざるを得ないことの承認
- (17) 単身赴任手当規則第5条第6号、第8号及び第9号の規定による住居を移転して同居することができないことの承認
- (18) 単身赴任手当規則第5条第10号の規定による権衡上必要がある職員の承認
- (19)～(21) (略)
- (22) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則関係第12条関係第35項第6号に規定する別段の取扱いについての任命権者との協議
- (23)～(41) (略)
- (42) 参与に対する出張の命令
- (43) 参与に対する特別休暇（夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。）の承認
- (44) 参与に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り、代休日及び時間外勤務代休時間の指定
- (45) 参与に対する時間外勤務又は休日勤務の命令
- (46) 参与に対する年次有給休暇に係る時季変更
- 4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。
- (1)～(5) (略)
- (6) (略)
- (7) 任用規則第12条第2項の規定による名簿

- (15) 住居手当の運用について（通知）規則第6条関係第3項の規定による権衡職員に係る住宅についての任命権者との協議
- (16) 単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632。以下「単身赴任手当規則」という。）第5条第2号、第3号、第4号、第6号及び第8号の規定による住居を移転せざるを得ないことの承認
- (17) 単身赴任手当規則第5条第5号、第7号及び第8号の規定による住居を移転して同居することができないことの承認
- (18) 単身赴任手当規則第5条第9号の規定による権衡上必要がある職員の承認
- (19)～(21) (略)
- (22) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用について（通知）規則第12条関係第36項第6号に規定する別段の取扱いについての任命権者との協議
- (23)～(41) (略)
- 4 職員課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。
- (1)～(5) (略)
- (6) 任用規則第8条第2項の規定による任命権者への名簿の提示
- (7) (略)
- (8) 任用規則第12条第2項の規定による名簿

<p>の失効の<u>公示</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>任用規則第14条の規定による任命権者からの通知の受理</u></p> <p>(10) 任用規則<u>第15条</u>の規定による任命権者からの報告の受理</p> <p>(11)～(21) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>の失効の<u>周知</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 任用規則<u>第15条第1項</u>の規定による任命権者からの報告の受理</p> <p>(11) <u>任用規則第15条第2項の規定による任命権者への報告の請求</u></p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。